（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［略］

一　船員組合員の氏名、生年月日、住所及び組合員等記号・番号

［二～四　略］

（任意継続組合員となるための申出等）

第百三十条の二　令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、法第百二十六条の五第一項に規定する申出をする者の組合員等記号・番号又は個人番号、生年月日及び組合員期間の年数とする。

2　令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出をする者の組合員等記号・番号とする。

（任意継続組合員に係る組合員原票の整理等の特例）

第百三十条の三　任意継続組合員に係る第八十七条第一項及び第八十八条第一項の規定の適用については、第八十七条第一項中「組合員の資格の得喪の年月日、住所、所属機関の名称」とあるのは「任意継続組合員となつた事実、任意継続組合員の資格の喪失の年月日、住所」と、第八十八条第一項中「組合員となつた者」とあるのは「任意継続組合員となつた者」とする。

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［略］

［一・二　略］

三　組合員等記号・番号又は個人番号

［四～七　略］

2　［略］

附　則

24　組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カードの交付の申請（番号利用法第十六条の二第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

25　［略］

一　［略］

二　国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会から電磁的方法により防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第七項に規定する自衛官診療証記号・番号等を含む前号の情報の提供を受けること又は当該提供を受けた情報を電磁的方法により国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に提供すること

三　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別紙様式第1号から別紙様式第10号までを次のように改める。

別紙様式第1号から別紙様式第10号まで　削除

（船員組合員の一部負担金等の返還）

第百二十七条の五　［同上］

一　船員組合員の氏名、生年月日、住所並びに船員組合員証の組合員等記号・番号

［二～四　同上］

（任意継続組合員となるための申出等）

第百三十条の二　令第四十九条第一項第五号に規定する財務省令で定める事項は、退職時に交付されていた組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号、生年月日並びに組合員期間の年数とする。

2　令第四十九条第二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、法第百二十六条の五第五項第五号に規定する申出のときに交付されている組合員証の組合員等記号・番号とする。

（任意継続組合員に係る組合員原票の整理等の特例）

第百三十条の三　任意継続組合員に係る第八十七条第一項、第八十八条第一項及び第八十九条の規定の適用については、第八十七条第一項中「組合員の資格の得喪の年月日、住所、所属機関の名称」とあるのは「任意継続組合員となつた事実、任意継続組合員の資格の喪失の年月日、住所」と、第八十八条第一項中「組合員となつた者」とあるのは「任意継続組合員となつた者」と、第八十九条中「組合員の資格を取得した者」とあるのは「任意継続組合員となつた者」とする。

（前納された任意継続掛金の還付の請求手続）

第百三十条の六　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員証の組合員等記号・番号又は個人番号

［四～七　同上］

2　［同上］

附　則

24　組合は、当分の間、電子資格確認に係る組合員及びその被扶養者の個人番号カード（番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の交付の申請（番号利用法第十六条の二第一項に規定する申請をいう。）が円滑に行われるよう、必要な支援を組合員及びその被扶養者に対して行うことができる。

25　［同上］

一　［同上］

二　国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会から電磁的方法により防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二条第六項に規定する自衛官診療証記号・番号等を含む前号の情報の提供を受けること又は当該提供を受けた情報を電磁的方法により国、社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に提供すること

三　［同上］